

# 選択約款変更届出書

営 計 発 第 31 号  
平成 26 年 1 月 24 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

高松市丸の内 2 番 5 号  
四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日	平成 26 年 4 月 1 日

別紙

# 口座振替割引契約

(選択約款)

平成26年4月1日実施

四国電力株式会社

# 口座振替割引契約

## 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用範囲	1
4	契約の成立	1
5	料 金	1
6	料金の支払方法等	2
7	そ の 他	3
附	則	4

## 1 目 的

この選択約款は、お客さまの選択肢の拡大を図るとともに、支払方法の違いによる料金格差を設けることで、集金費用の低減を図り、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成26年1月24日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適 用 範 囲

お客さまが6（料金の支払方法等）に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 4 契 約 の 成 立

この選択約款の契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

## 5 料 金

- (1) 各月の料金は、次の算式により算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものとする。ただし、次の算式により算定され

た金額が、口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

供給約款またはこの選択約款以外の選択約款 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
によって料金として算定された金額 として算定された金額

(2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	54円00銭
---------	--------

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- イ その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が、6（料金の支払方法等）によって行なわれていない場合のその1月の料金
- ロ その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、6（料金の支払方法等）(1)イによって支払われない場合のその1月の料金
- ハ 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金

## 6 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

(1) 料金の支払方法

- イ お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替えする（以下「口座振替」といいます。）こと。
- ロ 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。

(2) 料金の振替結果のお知らせ

- イ 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。
- ロ 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金

の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。

## 7 そ の 他

- (1) この選択約款を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。
- (2) この選択約款に定めのない事項については、供給約款またはこの選択約款以外の選択約款に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実施期日

この選択約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

## 2 延滞利息の適用開始時期

5（料金）は、平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。

## 3 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 各月の料金は、供給約款またはこの選択約款以外の選択約款によって算定された早収料金の場合の金額（以下「割引前金額」といいます。）から(2)の口座振替割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。ただし、割引前金額が、口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は割引前金額と同額といたします。

(2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	54円00銭
---------	--------

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

イ その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が、6（料金の支払方法等）によって行なわれていない場合のその1月の料金

ロ その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、6（料金の支払方法等）(1)イによって支払われない場合のその1月の料金

ハ 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金

#### 4 消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受け、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における口座振替割引額については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

## 電気事業法施行規則第 26 条第 2 項の規定にもとづく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

## 1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 26 年 1 月 24 日届出により変更となったことにともない、この選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、平成 25 年 8 月 6 日届出の口座振替割引契約（選択約款）の変更をここに届け出る次第であります。

## 2 選択約款の変更の内容

### (1) 供給条件の変更概要

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

(2) 新旧口座振替割引額比較表

現 行 料 金		改 定 料 金	
単 位	口座振替割引額	単 位	口座振替割引額
1 契 約	円 銭 52.50	1 契 約	円 銭 54.00

( 附則4〔消費税法の改正にともなう経過措置〕 )

現 行 料 金		新 設 料 金	
単 位	口座振替割引額	単 位	口座振替割引額
1 契 約	円 銭	1 契 約	円 銭 52.50

### 3 料金の算出根拠

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。